



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年2月2日（金） 第10170号

## 目次

ページ

### 告 示

○保安林予定森林（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	3
○道路の区域変更（同）	3
○同	3
○同	4
○道路の供用開始（同）	4
○道路の区域変更（同）	4
○同	5
○同	5
○道路の供用開始（同）	6
○同	6
○同	6
○同	7

### 公 告

○農地を利用する権利を設定する裁定（農業構造政策課）	7
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	8

### 監査委員公告

○監査結果の公表	8
○同	10

### 入札公告

○一般競争入札の実施（沼田特別支援学校）	14
○同（二葉特別支援学校）	17

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 安中市松井田町新堀字西城1050の1、字湯沢1056の2、西上秋間字社組2411、2419、2420の1、高崎市上里見町字上神3713

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市松井田町新堀字西城1050の1、字湯沢1056の2、西上秋間字社組2411、高崎市上里見町字上神3713

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所 高崎市宮沢町字向山552の2、字上高田原559の4

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び関係市役所に備えて置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	前橋大間々桐生線	前橋市粕川町前皆戸28番の5地先から同市同28番の1地先まで	前	10.7～11.6	52.0
			後	10.7～12.8	52.0

◎群馬県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋大間々桐生線	前橋市粕川町西田面7番の3地先から同市粕川町前皆戸28番の1地先まで	令和6年2月2日

◎群馬県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	高崎安中渋川線	北群馬郡榛東村大字新井字堀之内198番の4地先から同郡同村大字同字清水貝戸294番の1地先まで	前	8.9～13.5	190.0
			後	8.9～27.9	190.0

◎群馬県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田軽井沢線	甘楽郡下仁田町大字西野牧字和美沢12152番の21地先から同郡同町大字同字同12152番の1地先まで	前	7.4~20.0	540.0
			後	13.6~37.3	540.0

◎群馬県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大間々世良田線	みどり市笠懸町鹿205番の1地先から太田市大原町1143番の16地先まで	前	7.3~15.5 12.0~36.6	2280.7 4104.0
			後	7.3~15.5 12.0~36.6	2280.7 4204.0

◎群馬県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大間々世良田線	みどり市笠懸町鹿3583番の2地先から同市同3830番の24地先まで	令和6年2月2日

◎群馬県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水沢足門線	北群馬郡榛東村大字新井字北野803番の3地先から同郡同村大字同字同795番の8地先まで	前	11.3～25.3	270.0
			後	11.3～25.6	270.0

◎群馬県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県渋川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	新井下室田線	北群馬郡榛東村大字新井字下新井3309番の1地先から同郡同村大字同字同3317番の1地先まで	前	9.6～13.3	225.0
			後	10.4～26.5	225.0

◎群馬県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	恵宝沢原貝戸線	安中市東上秋間字池尻1506番の1地先から同市同字同1513番の1地先まで	前	6.6～7.2	4.5
			後	6.6～28.6	4.5

## ◎群馬県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	恵宝沢原貝戸線	安中市東上秋間字下馬場1778番の1地先から同市中秋間字上黒後1865番の1地先まで	令和6年2月2日

## ◎群馬県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川大胡線	前橋市富士見町小暮字八幡876番の9地先から同市同字西辻354番地先まで	令和6年2月2日

## ◎群馬県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	小平下仁田線	多野郡神流町大字平原字東沢592番の1地先内	令和6年2月2日

◎群馬県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井高崎線	甘楽郡甘楽町大字金井字中町397番の1地先から同郡同町大字同字天神345番の1地先まで	令和6年2月2日

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
館林市傍示塚町字悪途319番1	畑	333	(亡) 谷津善美
館林市傍示塚町字悪途319番2	畑	178	(亡) 谷津善美

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和6年3月1日	令和16年2月28日まで (10年間)	36,780円 (年額7,200円/10a)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局（太田支局）に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局（太田支局）において、供託された補償金の還付を請求することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により鍬川土地改良区の定款の変更を令和6年1月24日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年2月2日

群馬県知事 山本 一 太

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月2日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 須藤 和臣  
 同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和4年度会計及び令和5年度会計
  - (2) 監査対象機関 地域機関等10機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。  
 特に、工事については、計画、設計、積算、契約、施工及び管理の各段階にわたり、適正に行われているかを主眼に、技術的見地から監査を実施した。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

(1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
伊勢崎土木事務所 (令和5年12月14日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 高崎安中振興局

監査対象機関	監査の結果
--------	-------



（監査年月日）	
西部環境森林事務所 （令和5年10月27日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部農業事務所 （令和5年10月17日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中土木事務所 （令和5年11月14日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
富岡土木事務所 （令和5年12月28日）	（注意事項） 建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。 当該機関では、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額3,003,000円を返還させていなかったが、両者間で協議を行っていなかった。

## (4) 東部振興局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
東部農業事務所 （令和5年12月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 企業局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
県央第一水道事務所 （令和5年11月2日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 病院局

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
がんセンター （令和5年11月14日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 教育委員会

監査対象機関 （監査年月日）	監査の結果
ぐんま昆虫の森 （令和5年11月7日）	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

沼田特別支援学校 (令和5年10月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
--------------------------	------------------------------

◎監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年2月2日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 須藤 和臣  
同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和4年度会計
  - (2) 監査対象団体 18団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	公益財団法人群馬県消防協会
監査年月日	令和5年12月7日
監査対象とした財政的援助等の内容	総務部 (1) 県出捐金 300,000,000円（県出資比率 38.3%）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬交響楽団
監査年月日	令和5年12月7日
監査対象とした財政的援助等の内容	地域創生部、企業局 (1) 補助金 282,748,000円 ・群馬交響楽団運営費等補助金

	・群馬県企業局助成金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
監査年月日	令和5年11月13日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	地域創生部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県立ゆうあいピック記念温水プール 指定管理料 70,699,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人群馬常磐学園
監査年月日	令和5年11月2日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	生活子ども部、健康福祉部 (1) 補助金 327,187,461円 ・群馬県私立学校教育振興費補助金（高等学校分） ・群馬県私立高等学校授業料支援事業補助金 ・群馬県私立高等学校等入学金減免事業補助金 ・群馬県私立学校における物価高騰対策支援事業補助金 ・群馬県結核健康診断補助金 (2) 負担金 17,500円 ・群馬県私立高等学校等エイズ予防啓発事業負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団
監査年月日	令和6年1月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部 (1) 県出捐金 100,000,000円（県出資比率 66.7%） (2) 補助金 83,370,000円 ・公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団県費補助金 ・群馬県シルバー人材センター連合事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人アルカディア
監査年月日	令和5年11月13日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県精神障害者援護寮 指定管理料 24,842,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	グリーンクラフトマン株式会社
--------	----------------

監査年月日	令和5年12月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・伊香保森林公園 指定管理料 5,850,000円 ・みかぼ森林公園 指定管理料 3,655,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
監査年月日	令和6年1月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	環境森林部、企業局 (1) 県出捐金 580,000,000円（県出資比率 100.0%） (2) 補助金 98,121,693円 ・群馬県民有林造林事業補助金 ・群馬県森林・緑整備基金分収林保全管理事業補助金 ・林業担い手育成確保対策事業補助金 ・群馬県森林整備担い手対策事業補助金 ・群馬県林業労働力確保支援センター活動事業補助金 (3) 貸付金 新規貸付 0円 残高 474,303,486円 ・一般財団法人群馬県森林・緑整備基金分収林事業資金貸付金 (4) 公の施設の管理（指定管理） ・さくらの里 指定管理料 10,806,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会
監査年月日	令和5年12月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出資金 15,000,000円（県出資比率 50.6%） (2) 補助金 262,853,784円 ・群馬県蚕糸園芸振興事業補助金 (指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業資金造成費補助、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業及び契約特定野菜等安定供給事業資金造成費補助、価格差補給事業推進費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
監査年月日	令和5年11月22日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 662,500,000円（県出資比率 53.9%） (2) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県立日本絹の里 指定管理料 97,768,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県産業支援機構
監査年月日	令和6年1月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 613,050,000円（県出資比率 80.3%） (2) 補助金 209,442,221円 ・公益財団法人群馬県産業支援機構事業支援費補助金 ・地方創生起業支援事業費補助金 ・群馬県中小企業経営資源強化対策事業費等補助金 （海外展開支援事業費補助金、小規模企業者等設備資金貸付事業費補助金、下請中小企業取引情報提供等事業費補助金、中小企業経営資源強化対策事業費補助金、中小企業地域資源活用等促進事業費補助金）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県勤労福祉センター
監査年月日	令和5年12月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 176,410,000円（県出資比率 67.5%） (2) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県勤労福祉センター 指定管理料 13,814,000円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県観光物産国際協会
監査年月日	令和5年11月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部、産業経済部、企業局 (1) 県出資金及び出捐金 864,000,000円（県出資比率 88.7%） (2) 補助金 61,183,114円 ・群馬県観光物産国際協会運営費補助金 ・群馬県外国人患者受入医療機関支援事業補助金 (3) 負担金 14,240,000円 ・群馬県観光物産国際協会事業負担金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	特定非営利活動法人KFP友の会
監査年月日	令和5年11月14日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部、高崎安中振興局 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県立観音山ファミリーパーク 指定管理料 67,443,000円 （利用料金制）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	株式会社三商
--------	--------

監査年月日	令和5年12月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	企業局 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・玉村ゴルフ場 指定管理料 0円 (利用料金制) 企業局への納付金 176,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県育英会
監査年月日	令和5年12月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 県出捐金 259,419,395円（県出資比率 40.0%）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県青少年育成事業団
監査年月日	令和6年1月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬県青少年会館 指定管理料 67,773,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県防犯協会
監査年月日	令和5年10月27日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出捐金 84,160,000円（県出資比率 94.0%）
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年2月2日

群馬県立沼田特別支援学校 角田もと江

### 1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行业務委託 4路線
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

- (3) 委託期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県立沼田特別支援学校（以下「沼田特別支援学校」という。）の指定する場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿に登載されている者又は令和6年4月1日に令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下、両者併せて「資格者名簿」という。）に登載予定の者であること。
- なお、令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年2月22日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月6日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、沼田特別支援学校へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 次のうちいずれかの条件を満たす者
- ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間（入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前3年間をいう。以下同じ。）に群馬県内で運行事業を行った実績があること。
- イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
- ウ 本件と同様の業務（自家用自動車管理業（車両運行管理業））について、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
- エ 過去3年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。
- (9) 日本国内において、沼田特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒378-0053 群馬県沼田市東原新町1801-1 群馬県立沼田特別支援学校事務室（担当：伊藤 尚人） 電話0278-3

0-3030 ファクシミリ0278-30-3031 電子メールge-numatoku@pref.gunma.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和6年2月2日（金）から同年3月7日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について沼田特別支援学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年3月11日（月）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年3月7日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月19日（火）午前10時 沼田特別支援学校会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日（月）午後4時までに上記(1)の場所に沼田特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。）

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 契約の相手方は、契約した総合計金額（消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。）の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。

(4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(7) 令和6年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) 当該入札の落札決定の効果は令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は同日とする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary



- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: TSUNODA Motoe, Principal of Gunma Prefectural Numata Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Numata Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2024 To March 31, 2025
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Numata Special Needs School district jurisdiction and places designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. February 2, 2024 To 5:00 p.m. March 7, 2024
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 5:00 p.m. March 7, 2024
- (7) Bidding deadline: Until 10:00 a.m. March 19, 2024  
The tender must be sent to the address below no later than March 18, 2024 at 4:00 p.m. by registered mail.
- (8) For further details, please contact: ITO Naoto, Gunma Prefectural Numata Special Needs School, 1801-1 Higashiharashin-machi, Numata-shi, Gunma-ken, 378-0053, Japan, TEL 0278-30-3030 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年2月2日

群馬県立二葉特別支援学校長 須田 初江

## 1 調達内容

- (1) 調達等件名及び数量 群馬県立二葉特別支援学校スクールバス運行業務委託 5路線
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県立二葉特別支援学校（以下「二葉特別支援学校」という。）の指定する場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿に登録されている者又は令和6年4月1日に令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下、両者併せて「資格者名簿」という。）に登録予定の者であること。  
なお、令和4・5年度物件等購入契約資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の

規定により、令和6年2月22日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月6日（水）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、二葉特別支援学校へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 次のうちいずれかの条件を満たす者
  - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間（入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前3年間をいう。以下同じ。）に群馬県内で運行事業を行った実績があること。
  - イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
  - ウ 本件と同様の業務（自家用自動車管理業（車両運行管理業））について、過去3年の間に群馬県内で29人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
  - エ 過去3年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。
- (9) 日本国内において、二葉特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-3531 群馬県高崎市足門町120 群馬県立二葉特別支援学校事務室（担当：藤澤 孝） 電話027-373-2235 ファクシミリ027-372-4216 電子メールfujisawa-ta@pref.gunma.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法 令和6年2月2日（金）から同年3月7日（木）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について二葉特別支援学校が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年3月11日（月）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年3月7日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、

封筒に「群馬県立二葉特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年3月19日（火）午前11時 二葉特別支援学校会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月18日（月）午後4時までにて上記(1)の場所に二葉特別支援学校長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立二葉特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。）

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 契約の相手方は、契約した総計金額（消費税等に係る課税事業者の場合は、消費税等を加えた金額とする。）の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時時点で規則第199条各号の規定のいずれかに該当する者は、免除する。
- (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 令和6年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。
- (8) 当該入札の落札決定の効果は令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は同日とする。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SUDA Hatsue, Principal of Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (2) Nature and quantity of the services to be required: School bus service for Gunma Prefectural Futaba Special Needs School
- (3) Fulfillment period: From April 1, 2024 To March 31, 2025
- (4) Fulfillment place: Gunma Prefectural Futaba Special Needs School district jurisdiction and places designates
- (5) Dates of issue for tender documents: From 9:00 a.m. February 2, 2024 To 5:00 p.m. March 7, 2024
- (6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Until 5:00 p.m. March 7, 2024
- (7) Bidding deadline: Until 11:00 a.m. March 19, 2024

The tender must be sent to the address below no later than March 18, 2024 at 4:00 p.m. by registered mail.

(8) For further details, please contact: FUJISAWA Takashi, Gunma Prefectural Futaba Special Needs School, 120 Ashikado-machi, Takasaki-shi, Gunma-ken, 370-3531, Japan, TEL 027-373-2235 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---